

南山大学短期大学部学位規程

(目的)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条の規定にもとづき、南山大学短期大学部において授与する学位の種類、その他学位に関し必要な事項について、本学学則に定めるほかは、本規程の定めるところによる。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、短期大学士とする。

学位を授与する者に、以下の専攻分野名を付記するものとする。

英語科 英語

(短期大学士の学位授与の要件)

第3条 短期大学士の学位は、本学所定の単位を修得し卒業した者に授与する。

(学位授与の判定)

第4条 短期大学士の学位授与の判定は、教授会および大学評議会の議を経て、これを行なう。

(学位授与および学位簿の登録)

第5条 学長は、学位を授与すべき者については、学位記を交付して学位を授与する。

学位の授与を受けた者は、学位の名称を用いる場合には、本学名を付記するものとする。

(学位授与の取消)

第6条 学位を授与された者で、次に掲げる事実があったときは、学長は、教授会の議を経てすでに授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表する。

- 1 不正の方法によって学位を受けた事実が判明したとき。
- 2 学位を授与された者に、その名誉を汚辱する行為があったとき。

(その他)

第7条 学位記の様式は、別表のとおりとする。

附 則

この規程は、2006(平成18)年2月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2011年4月1日から施行する。ただし、2011年3月31日までに入学したのものについては、従前の規程による。

別表 様式第1 学位記

英第 号	(割印)	平成 年 月 日	の学位を授与する	卒業したことを認め短期大学士(英語)	本学英語科所定の課程を修めて本学を	氏 名	年 月 日生	学位記
		南山大学短期大学部学長 印						